

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成28年3月17日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500114号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500041号

## 第1 結論

請求者のA社における平成10年4月1日から平成15年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年4月から平成11年2月までの標準報酬月額を15万円から24万円、同年3月から平成12年9月までの標準報酬月額を15万円から26万円、同年10月から平成14年9月までの標準報酬月額を16万円から26万円、同年10月から平成15年8月までの標準報酬月額を16万円から28万円とする。

平成10年4月から平成15年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年4月から平成15年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月1日から平成15年9月1日まで

年金問題が発生した頃に、請求期間に係る報酬月額を実際の給与支給額より低額で、事業主が届け出ていることが判明し、退職の時に、当該処理に起因する年金不足に対する和解金として60万円の支払いを受けることで合意したが、20万円を受けたところで会社が破産し、残りの40万円が未払いのまま社長と連絡が取れなくなった。ついては、請求期間に係る給料支払明細書等を提出するので、調査の上、請求期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者が、請求期間のうち平成10年4月から同年9月まで、同年12月から平成11年4月まで、同年8月、同年9月、平成12年1月から同年4月まで及び同年6月から平成15年8月までの給与支給額又は保険料控除額の確認できる期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち平成10年10月、同年11月、平成11年5月から同年7月ま

で、同年10月から同年12月まで及び平成12年5月の給与支給額及び保険料控除額の確認できない期間においては、請求者及び請求者と同職種の同僚が所持する給料支払明細書により、当該期間に係る前後の月と同額が支給され、同額の保険料が控除されていたと推認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成10年4月から平成11年2月までは24万円、同年3月から平成14年9月までは26万円、同年10月から平成15年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、請求者に係る報酬月額について、本来の給与額より低い報酬月額で社会保険事務所（当時）に届出を行ったことを認めていることから、前述の給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500115号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500039号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年6月1日から同年9月21日まで  
② 昭和51年9月4日から昭和52年1月1日まで

請求期間①について、A社に昭和50年6月1日から勤務していたが、厚生年金保険の記録では同社の資格取得日が昭和50年9月21日となっている。

請求期間②について、B社に昭和51年12月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では同社の資格喪失日が昭和51年9月4日となっている。

請求期間①及び②の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「私は、新聞紙面の求人広告で、A社が運転手を募集していることを見たことがきっかけで同社に入社した。入社して約2か月後に新しい社用車が納車され、当該社用車の運転手をした。」旨陳述しているところ、昭和50年5月25日付けのC新聞の紙面に同社が自家用運転手を募集している求人広告が掲載されていること、及び同社の関連会社であるB社に社用車を販売した自動車販売会社から提出された車両証明書によると、当該社用車は同年8月30日に登録されていることが確認できることから、請求者は、同年6月頃からA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の元役員は、「同社では、入社してから3か月ぐらいは厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している上、請求期間①において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「同社では、入社後3か月様子を見てから厚生年金保険に加入させていた。私の入社日と同社での厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」旨陳述していることから、同社では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除についてA社の元事業主が証明する資料として、「健康保険料及び厚生年金保険料納付証明書」（平成20年5月7日付け）を提出しているものの、当該事業主は、「当該証明書の日付当時において、請求期間①の資料は何も残っておらず、請求者の厚生年金保険料の控除については分からない。また、当該証明書についても覚えていない。」旨陳述しており、当該証明書は、客観的な資料や明確な記憶に基づいて作成されたものではないと考えられることから、当該証明書をもって、請求者が請求期間①において厚生年金保険料を控除されていたと判断することは困難である。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は昭和51年9月4日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同月6日に健康保険被保険者証が返納されていること、同月4日に健康保険任意継続被保険者資格を取得していること、及び同被保険者としての住所を請求者の本籍地に変更していることが確認できる。

また、請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録は、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録と符合する期間において確認できる。

さらに、請求者は、請求期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除についてB社の元事業主が証明する資料として、「健康保険料及び厚生年金保険料納付証明書」（平成20年5月7日付け）を提出しているものの、当該事業主は、「当該証明書の日付当時において、請求期間②の資料は何も残っておらず、請求者の勤務期間や厚生年金保険料の控除については分からない。また、当該証明書についても覚えていない。」旨陳述しており、当該証明書は、客観的な資料や明確な記憶に基づいて作成されたものではないと考えられることから、当該証明書をもって、請求者が請求期間②において同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと判断することは困難である。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500117号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500040号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年8月1日から平成3年4月1日まで  
請求期間について、A事業所に調理師として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所における請求者の前任者の回答から、期間は特定できないものの、請求者が同事業所に調理師として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の前任者は、「A事業所は個人事業所であったため、年金や保険については個人で加入となっており、事業主から厚生年金保険加入に関する説明を受けたことはない。」旨回答しているところ、当該前任者のオンライン記録によると、当該前任者が同事業所に勤務していたとする期間については、国民年金の被保険者期間となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、オンライン記録において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、B労働局、B法務局、B市保健所及びC飲食業生活衛生同業組合への照会結果からも情報が得られず、同事業所及び事業主について特定ができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。